

余剰電力売却仕様書

1 概要

本業務は、発注者が所管する六供清掃工場の運転により生じた余剰電力を受注者に売却するものである。

2 定義

(1) 発電計画

受注者が一般送配電事業者と締結する電力量調整供給契約に基づき、当該地域の一般送配電事業者に対し提出する年間計画・月間計画・週間計画・翌日計画・当日計画

(2) 算定期間

当月の検針日の午前0時から翌月の検針日前日の午後12時までの期間

(3) インバランス

電気関係報告規則第1条第2項第2号に定めるもの

(4) 季節区分

① 夏季

7月1日から9月30日までの期間

② その他季

10月1日から翌年の6月30日までの期間

(5) 時間帯区分

① ピーク時間

夏季の平日（土曜日を含む）の午後1時から午後4時までの時間

② 昼間時間

平日（土曜日を含む）の午前8時から午後10時までの時間（ただし、ピーク時間に該当する時間を除く。）

③ 夜間時間

ピーク時間及び昼間時間以外の時間（ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は、全日「夜間時間」とする。）

3 清掃工場に係る事項

本業務の売電に係る仕様は、下記による。ただし、(1)⑧の実績売却量に基づく予定売却電力量は発注者を拘束するものではない。

(1) 六供清掃工場

① 所在地

群馬県前橋市六供町1536

② 電気方式等

ア 電気方式 交流 3相 3線式

イ 標準電圧 6,600 V

ウ 標準周波数 50 Hz

③ 可燃ごみ焼却設備

ア 燃焼方式 ストーカー方式

イ 焼却炉容量 135 ton/日×3炉（通常時2炉運転）

④ 発電設備

- ア 台数 1台
- イ 定格出力 2,400 kW
- ウ 定格回転数 1,500 min⁻¹

⑤ 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日まで（1年を単位とし、2回を上限に更新可能）
（電力売却対象期間は、令和5年10月1日午前0時から令和6年9月30日午後12時までとする。）

⑥ 電力量等の検針設備

- ア 自動検針装置 有
- イ 一般送配電事業者の検針方法 自動検針

⑦ 検針日 毎月1日

⑧ 実績売却量（令和4年度）

別紙1のとおり

⑨ その他

本施設における自家発電機は、年間14～20日前後の定期点検に伴い発電を停止する。当該期間については、別途契約の「電力需給業務」において受注者から電力を調達する。また不測の事態により発電停止した場合についても同様の調達を受けるものとする。

(2) 受給地点

受給場所における発注者の施設した第1号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と発注者の開閉器電源側との接続点。

(3) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。

(4) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ。

4 一般送配電事業者との託送供給契約履行に係る事項

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 受注者は、発注者が一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約に基づき、託送供給約款に定められた業務を行う。
- (3) 受注者は、4(2)に定めるもののほか、インバランス発生時における役務的及び金銭的責任を負う。

5 売電額の支払いに係る事項

- (1) 受注者は、当施設の契約期間に渡る余剰電力の全量を買取る。買取単価については、「前橋市六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送事業に係る公募型プロポーザル」において技術提案された単価とする。
- (2) 受注者は、一般送配電事業者から提出された検針結果から算出された各月の電力量に買い取り単価を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加えた売電額を遅滞なく発注者へ報告する。
- (3) 支払条件
 - ① 受注者は発注者に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は上記により計

量された売却電力量に契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む）を乗じて得た額とする。

- ② 売却電力量報告は毎月とし、月末締めで翌月初めに発注者へ報告すること。報告にあたっては加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて次のデータを前橋市環境部清掃施設課に電子メールで提出すること。
 - ア 売却電力量全量の30分値
 - イ 売却電力量のうち自己託送分の30分値
 - ウ 売却電力量から自己託送分を除いた分の30分値
- ③ 電力料金の納入は、発注者が毎月初めに発行する納入通知書に記載の納期限までに納入すること（納期限は、納入通知書を発行した当該月の平日末日とする）。

6 その他

- (1) 受注者は発注者が行う当該施設の運営・維持管理業務及びそれに附帯する業務を妨げないものとする。
- (2) 料金その他を計算する場合の端数処理方法は下記に定めるところによる。
 - ① 金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点を切り捨てる。
 - ② 単価の単位は 1 円とし、その端数は小数点第 2 位までとする。
 - ③ 消費税及び地方消費税相当額の単位は 1 円とし、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 発注者及び受注者は需給予測及び各種計画の作成・提出等の運用に必要な事項（緊急連絡先を含む）について、契約締結後、速やかに申し合わせる。
- (4) 自己託送を実施するに当たり必要となる手続き、申請、各種計画書の提出等（以下「手続き等」とする）については、遅滞なく行うこと。また、これらの手続き等の実施は自己託送開始日より前であっても本業務の範囲に含むものとする。関係機関に提出すること。
- (5) 権利義務の譲渡等について、受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (6) 売却電力について、運転計画の変更、天候、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、一切の義務を負うものではないものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、当該地域の一般送配電事業者の定めに従うものとし、発注者、受注者間協議により定めるものとする。